

## 令和7年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事業業務委託に係る提案公募実施要領

本要領は、令和6年度に実施した定額減税の恩恵を十分に受けることができなかった方への調整給付金（当初調整給付）について、令和6年分所得税及び定額減税等が確定し、本来、給付すべき額に不足が生じる方等に不足額を支給するに当たり、支給事務を円滑に実施するため、書類印刷・送付・受付、書類審査、市民からの問い合わせ対応及び支給状況の進捗管理等に関する包括業務委託の受託事業者を選定するため、必要な事項を定めたものです。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

令和7年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事業業務委託

#### (2) 履行場所

高松市健康福祉局地域共生社会推進課 指定場所

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年11月30日まで（予定）

#### (4) 業務内容

令和7年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事業業務委託仕様書のとおり

#### (5) 提案上限額

91,796,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、最終的な実施内容及び契約金額については、本市と調整した上で決定することとする。

### 2 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 高松市における「令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の措置を受けた者でないこと。
- (5) 本提案公募への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）（様式第1号）の提出の時点において、国・都道府県・市長村税を滞納していないこと。
- (6) 本業務と同種・同規模程度の業務を実施した実績があり、委託業務を適格に遂行するに足りる能力、当該業務に必要な技術を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

※参加表明者の失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・前記2の要件を満たさなくなった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・見積書の金額（税込価格）が提案上限額を超えている場合
- ・その他不正な行為があった場合

### 3 日程

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 募集開始         | 令和7年4月18日（金）               |
| 参加表明書提出期限    | 令和7年4月24日（木）午後5時           |
| 公募に関する質問受付期間 | 参加表明書提出後から令和7年4月30日（水）午後5時 |

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 上記質問に対する回答期限   | 令和7年5月7日（水）午後5時      |
| 企画提案書提出期限      | 令和7年5月14日（水）午後5時     |
| 企画提案書プレゼンテーション | 令和7年5月19日（月）午前9時（予定） |
| 最優先交渉事業者決定     | 令和7年5月21日（水）以降       |

#### 4 参加表明書等の提出

##### (1) 提出書類

本要領に基づく企画提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及び添付書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 事業者概要書（様式第2号）（事業概要が分かるパンフレット等でも可）
- ③ 国・都道府県・市町村税の滞納がないということが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。但し、3か月以内に発行されたものに限る。）

※市町村税の納税が複数ある場合は、高松市内のみで可。

##### (2) 提出部数

「(1) 提出書類」のいずれも正本各1部

##### (3) 参加表明書提出期限

令和7年4月24日（木）午後5時（必着）まで

##### (4) 提出方法

下記提出書類を「14 問い合わせ先」まで、持参又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合、平日の午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、提出期限までに必着すること。

##### (5) 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後に、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第4号）を郵送又は持参により提出すること。

提出期限は、令和7年5月14日（水）午後5時まで（必着）とする。

##### (6) 参加資格審査結果の通知

参加資格の有無については、令和7年4月28日（月）までに通知する。

#### 5 企画提案募集に関する質問及び回答

(1) 質問受付期間

参加表明書提出後から令和7年4月30日（水）午後5時

(2) 質問方法

本提案公募に関する質問は、「質問及び回答書（様式第3号）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。「14 問い合わせ先」に記載しているメールアドレスに、件名に【提案公募に係る質問】と記載し、電子メールで送信すること。なお、メール送信後に、質問を送信した旨を電話にて連絡すること。メール以外からの質問は受け付けない。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者に対し、速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和7年5月7日（水）午後5時までに、本市ホームページへ掲載する。

(4) その他

当該回答文書は、本提案公募実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。

また、他の参加者の企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年5月14日（水）午後5時（必着）まで

(2) 提出方法

下記提出書類を「14 問い合わせ先」まで、持参又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合、平日の午前9時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着とすること。

(3) 提出書類及び提出部数

① 企画提案書（様式任意） 正本1部 副本6部

企画提案書の提案内容は、令和7年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事業業務委託仕様書に基づき提案すること。また、令和7年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事業業務委託提案公募評価基準に記載している評価項目、評価の視点の順に作成すること。

ア 書式等

- ・用紙サイズA4判横書きを用いること。（一部、A3用紙を使用する場合は、A4版に折りたたむこと）
- ・文字サイズは12ポイント以上とする。（フォントは任意）

#### イ 留意事項

- ・企画提案書は、20ページ以内とする。（表紙・目次は含めない。）
- ・企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
- ・提出後の修正は、一切認めない。
- ・本業務は、給付金システムの運用、確認書等の作成・印刷・発送、書類の受理・審査、及び市民対応等、多岐にわたる業務を一定の期間に迅速かつ正確に処理し、約3万7,000人の対象者に誤りなく給付金を支給する必要がある。

このため、企画提案書には、下記の項目については、これまでの実績等を含め、具体的に提案すること。

- 業務実施体制（総合管理及び事務処理センターやコールセンター等の運営体制や指揮管理体制）
- 個人情報保護の取り組み
- 業務を受託した場合の想定スケジュール、及び迅速な給付のための効果的な独自手法
- これまで自治体から業務を受託した給付金支給業務等の運営実績
- 給付対象Ⅰ・Ⅱの2種類あること、申請対応等を踏まえたシステム開発・運用
- 印刷・発送業務（支給のお知らせ及び確認書の見本等があれば提案すること）
- 市民対応業務

#### ② 見積書（任意様式） 1部

- ア 宛先は「高松市長」とし、件名に「令和7年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事業業務委託」と明記すること。
- イ 本業務に要する全ての経費（消費税及び地方消費税を含む）を積算すること。
- ウ 本市が示した提案上限額を上回る額の見積書を提出した場合は、失格とする。
- エ 提出後の見積金額の訂正は認めない。

オ 会社名等を記載し、会社印を押印したもの又は押印に代えて責任者及び担当者  
氏名、連絡先（※）を記載すること（押印がなく、責任者等の氏名及び連絡先の  
記載がない場合は無効とする。）。

※責任者及び担当者氏名、連絡先とは、次の3つを指す。ⅠからⅢまでについて全  
て必要となる。

Ⅰ 責任者（事務を担当する部門の長）の氏名（フルネーム）

Ⅱ 担当者（事務を担当する部門の者）の氏名（フルネーム）

Ⅲ 連絡先として電話番号（事務を担当する部門の電話番号）

③ 経費内訳書（任意様式） 1部

見積書に記載した経費の具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かる内訳を記載  
すること。

## 7 優先交渉権者の選定及び結果発表

### （1）選定方法

提出された企画提案書について、「令和7年度高松市定額減税調整給付金（不足額  
給付）支給事業業務委託受託候補者選定委員会」において、別紙「評価基準」に基づ  
き、提案説明（プレゼンテーション及び質疑応答）による審査・採点を行い、評価点  
が満点の6割以上、かつ、評価点が最も高い者を、優先交渉権者に選定する。評価点  
が最も高い事業者が2者以上ある場合は、審査員で協議し、優先交渉権者を決定する。

ただし、評価点が満点の6割以上に届いたものがない場合は、優先交渉権者を選  
定しない。また、応募事業者が1者のみであっても、公募は成立することとする。

#### ・注意事項

応募事業者が多数の場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いて、プレゼンテー  
ションの対象となる提案者の選考を行う。当該書類選考の結果、プレゼンテーショ  
ンの対象とならなかった提案者に対しては、電子メール及び書面により通知する。

### （2）選定基準

令和7年度高松市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事業業務委託提案公募評  
価基準のとおり

### （3）提案説明（プレゼンテーション）実施日

日時 令和7年5月19日（月）午前9時（予定）

詳細は改めて通知する。

場所 高松市役所会議室（予定）

高松市番町1丁目8番15号

#### （4）実施方法

- ① 提出した企画提案書に基づき説明をすることとし、追加資料の持込みは認めない（プロジェクター等を使用した説明は行わない。）。
- ② 説明時間は20分以内、質疑応答は10分程度とする。
- ③ 説明者は、2名までとする。

#### （5）選定結果発表

選定結果は、令和7年5月21日（水）以降に提案説明に参加した者全員に書面を持って通知する。

また、本市ホームページ上にて優先交渉権者を公表する。なお、選定結果に関する異議、質問には一切受け付けない。

### 8 失格要件

下記の要件に該当した場合、失格とすることがある。

- ・条件を満たさない提案を行った場合
- ・提出書類に虚偽があった場合
- ・選定委員等に対して不正な行為が認められた場合

### 9 優先交渉権者との契約について

#### （1）契約に係る協議

優先交渉権者と協議し、提案内容を反映させた委託仕様の調整を行った上で、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。

また、委託仕様の調整に当たり、原則は選定された提案内容を基に作成するが、提案者と協議の上、仕様書の内容を逸脱しない範囲で、提案内容からの一部変更や要件等の追加を行う場合がある。

委託仕様の調整が合意に至らなかった場合は、次点の提案者を繰り上げ採用することがある。その場合、採用取消しに伴う補償等は一切行わない。

## (2) 契約保証金

本業務の契約に際し、契約保証金の納付が必要となる。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払う。

## 10 その他留意事項

(1) 本市が緊急やむを得ない理由等により本提案公募を実施することができないと認めるときは、本提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本提案公募への提案者が損害を受けることがあったとしても、本市はその責を負わない。

(2) 企画提案書等の作成及び提案公募参加に係る諸経費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 審査結果の採点内容に関する質問には一切答えない。

(4) 提出された提案書など提出書類は、返却しない。なお、提出書類一式を本提案公募の目的以外に無断で使用することはない。

(5) 企画提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合、高松市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提出物の全部又は一部を公開する。

(6) 契約期間終了後においても、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、受託者は協力するものとする。

## 11 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※ 契約監理課ホームページ

([https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/reikiyoukou/20230224134017388.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/20230224134017388.html))

## 1.2 適正な労働条件の確保

本業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

## 1.3 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務などの履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。御留意ください。詳しくは、契約監理課ホームページに掲載しています。

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/shimeiteishi/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.html)

## 1.4 問い合わせ先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎4階  
高松市健康福祉局地域共生社会推進課

低所得者・定額減税給付金担当（担当：今岡、野口）

電話 087-839-2112

メール rinkyu@city.takamatsu.lg.jp